令和４年度第１回奈良県環境審議会　環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時　　　：令和４年 10 月 28 日(金曜日)　10:00～11:10

2. 開催方法　　　：Web 会議

3. 出席者
   - 環境影響評価審査部会委員：８名
     水谷部会長、惣田委員、樋口委員、魚島委員、髙田委員、前田委員、松井淳委員、山田委員
   - 事務局：５名
     （奈良県水循環・森林・景観環境部　環境政策課）

4. 傍聴者等　　　：なし

5. 議題　　　　　：奈良県環境影響評価技術指針の改正について

6. 配付資料　　　：資料１　奈良県環境影響評価技術指針の改正について
   資料２　太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和２年３月環境省）

7. 議事概要　　　：事務局より、奈良県環境影響評価技術指針の改正案について説明を行った。
   その後、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

○質疑概要

水谷部会長：事務局より説明のあった資料１の別表１、別表15、別表29について、どの点からでも良いので、皆様のご意見等をいただければと思います。

魚 島 委 員：別表15について、奈良県の地理的状況を勘案して、文化遺産について加えていただいたこと感謝いたします。これで大変よろしいと思います。以上です。

水谷部会長：ありがとうございます。

髙 田 委 員：全体的な方向としては良いと思いますが、大変重要なところが抜けているというのが私の意見です。

別表15ですが、上から６番目の「土壌に係る環境その他の環境」の「地形及び地質」について、「重要な地形及び地質」となっています。ここに「土地の安定性」というキーワードを入れるべきではないかと思います。

もう少し丁寧に説明すると、「対象地点とその周辺の土地安定性及び災害危険度」という意味合いで、「土地安定性」もしくは「土地安定性及び災害危険度」という表現でも良いのですが、この項目は是非入れていただきたいというのが私の意見です。

ご存じのように、この前、熱海で土石流の災害があり、あれは人工的な盛土の影響が非常に大きいのですが、あの時に盛土地のすぐ近くに太陽光発電の施設がありました。それで地下水の流れが変わったのではないかということ、これは科学的には完全には裏付けされてないと思いますが、そういった懸念の声も出ていました。

それから、もう少し前になると、平成27年９月に関東地方で、鬼怒川が決壊して、かなり大きな洪水の被害が出たのですが、その時に、川の河畔砂丘の上にできた太陽光発電の施設が、堤防決壊のかなり重要な要因になってるのではないかといったことが指摘されています。

太陽光発電には色々な問題がありますが、最近特に問題となっているのは災害との関係性ということになろうかと思います。現在の別表第15のところでは、それがあまり明確に指示されていないと思います。従来の「重要な地形及び地質」というのは、対象地の近くにある、特別な、保護すべき地形や地質のことだけ対象にしているので、当該地点ができること、あるいは建設されることによる変化というのがここには含まれていないように読めてしまうので、そういうことを是非入れるべきだというのが、私の意見です。

別表15を改定しますと、別表第29の、資料でいうと8Pのところに「貴重な地形及び地質」という項目があり、そこに調査すべき情報として、ア　地形及び地質の概況　イ　重要な地形及び地質の分布、状態並びに特性という２つの項目が書かれていますが、その次に、その施設ができることによって土地の安定性がどうな

るのか、あるいは災害の危険度が変わるかどうかということを、調査すべきであると思います。

今、私が述べました意見につきましては、資料 2 の環境省の環境配慮ガイドラインにも書かれています。例えば 5P に土地の安定性というキーワードが一番目にあげられています。それから、それに関係して、12P、13P にも土地の安定性について書かれています。ですから、現況の別表にはそれが明示されていないので、この機会に是非入れるべきだというのが私の考えです。

少し付け加えさせていただきますと、従来の環境影響評価でも、地形や地質というのは、何か特別に守る地形とか地質だけを対象にしているように読めるので、環境影響評価技術指針全般に関して今言ったような項目が入っていても、私はむしろ良いぐらいだと思っていますので、今回の太陽光発電ではないですが、関連して引き続きご検討いただけると助かると思っております。以上です。

水谷部会長：はい、ありがとうございます。

太陽光発電に関して懸念される事項として、その土地の安定性が損なわれることや災害の危険度が増すのではないかという観点を、この環境影響評価の中で入れても良いのではないかというご意見でしたが、これについては別に設ける太陽光発電の設置条例の方で、安全性のようなことはチェックされるということなんでしょうか。そことの役割分担といったところはあると思うんですが。

事　務　局：設置条例でも安全性については当然担保していきますが、アセス条例についても、今、髙田委員よりいただいた意見については大いに参考になると思いますので、検討に加えていきたいと思います。

水谷部会長：規模の大きなものについて環境影響評価をやっていくという中では、特に重点的に土地の安定性が損なわれないか、災害の危険度が増さないかを見ていくのは重要ではないかということですね。先ほど髙田委員も言われてましたとおり、太陽光発電に限らない話ですので、技術指針全般に入れるべきであるような話ではありますが、太陽光発電に関して、かなりその部分が重点的に懸念されるということなので、まずは太陽光発電の所に入れるというところで、今回改正を検討していくという形でご意見を拝聴したいということですか。

事　務　局：そうですね、特に太陽光については、そこは十分に想定できますので、髙田委員様のご意見については大いに参考にさせていただきたいと思います。検討してまいります。

水谷部会長：はい、髙田委員、重要なご意見をいただきありがとうございました。

松井淳委員：今の表の生物に関連するところで、これは提案というより質問を含めてですが、

別表の動物、植物、生態系という環境要素が書かれているところで、工事の実施の時に〇がつけてあり、ここで予測すべし、というのが、切土工等又は既存の工作物の除去、つまり工事そのものということが書いてあると思いますが、隣の建設機械の稼働や、運搬車のことというのが書かれていません。工事の項目で全体を網羅しているということならそれでいいのですが、特に気になったのは、大規模な更地をこしらえるような工事が行われる場合に、その場所を調べることは当たり前ですが、動物を想定したようなことでは、その周辺での、例えば鳥の営巣ですとか、季節性のあるものについての配慮、この期間は騒音が出るものは少し休むとか、そういうことは現実になされてきていると思います。そういうことに対応する予測というものとして、ここに3つ欄があって真ん中だけ〇がついてるというのは、「他はやらないんだよ」と言っているように思えて、ちょっと違和感があるのですが、そこはどうなんでしょうか。要は工事全般について、動植物、生態系に関する影響というのを配慮するという意味では 3 つとも〇があっても良いのかなと思いましたが、そういう質問であり、意見です。

水谷部会長：はい、ありがとうございます。動物、植物、生態系について、工事の時に切土工等又は既存工作物の除去のところだけではなく、資材・機械の運搬や建設機械の稼働に関係する影響が出てくるのではないか、そこは見なくて良いのかということですが、他の事業では大体セットで入ってるんでしょうか。

事　務　局：他事業におきましてもこの項目にチェックがなかったり、他府県の例を見ましてもチェックがなかったりしますので、そこも含めて、松井委員のおっしゃってたことは検討しなくてはいけないかと思いますので、検討させていただきます。

松井淳委員：ここだけ埋めて、他の事業では埋まってないというのもちぐはぐですから、全体にもう一度検討して、できることであれば付け加えるという方向で考えていただければありがたいと思います。以上です。

水谷部会長：はい、ありがとうございます。この切土工等又は既存工作物の撤去の中にそれに関連する工事などが全部入ってるということなのかも知れませんし、特出しして建設機械の稼働が多い場合はつける等の整理があるのかも知れませんし、そこは少し整理をさせていただきたいと思います。

惣 田 委 員：今あった質問にも関連しますが、この太陽光発電設備を置く場所は、おそらく森の中だとか休耕田や遊休地などあまり使われてない、有効活用されてないようなところにあるかと思いますが、そこに行くまでにアクセスが十分に確保できておらず、道路の幅を広げるような工事をしなくてはいけない場合等を考える必要はありますか。地形及び地質のところで、工事の実施のところには〇がついてないので、そういう道路を拡張したり新しく一時的に作ったりするようなことは別の

アセスメントになるのですか。

水谷部会長：はい、ありがとうございます。

事　務　局：工事用道路につきましては、他事業においては含まれている事業もあるようです。他府県を見ましても、太陽光については現状含まれていなかったようです。ただ、工事用道路の設置について含まれている事業もありますので、それも含めて再度検討したいと思います。

惣 田 委 員：はい、ご検討お願いします。

水谷部会長：はい、風力発電だと、設置に関しての取り付け道路を派手に作るので、必ず評価の対象になってくると思いますが、太陽光発電に関しても結構規模の大きなものを未利用地に作るということであれば、それなりに工事用の道路が必要になってくる可能性はあるので、その点検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

髙 田 委 員：私も後から言おうと思っていたのですが、別表第 15 のところに、土地の安定性のような項目が入ると、地形及び地質のところの切土工等又は既存の工作物等の除去の欄に○が入るべきだと私も思うので、今の惣田先生のコメントの取り付け道路の問題も含めて、ぜひここに○が入るようにご検討いただくことを希望いたします。以上です。ありがとうございます。

水谷部会長：はい、ありがとうございます。他に何かお気づきの点、ここは少し考えた方が良いという点などございますでしょうか。技術指針の改正についてそれ以外ご意見があればお申し出いただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。無いようですね。

水谷部会長：何点か指摘をいただきました。ありがとうございます。

一点目は地形、地質のところですが、現在は重要な地形及び地質について見るということになっていますが、それだけではなく、太陽光発電設備の設置、それから工事に関しても含めて、工事をすることによる土地の安定性が保たれているか、災害の危険度が増加しないのかといった観点での影響への懸念があるということで、それを環境影響として考える、調査予測の対象にしていくということを検討してはどうかというご意見をおいただきました。それに関しては、どのような形で入れられるのかということを検討してまいりたいと思います。

それから、動物・植物・生態系の部分について、現在は切土工等又は既存工作物の除去という段階で調査予測をするという形になっていますけれども、これに関しまして、工事の資材・機械の運搬や機械の稼働といった項目についても調査予

測をしていく必要があるのではないかというご意見いただきました。これについても、これまでの別の事業でどういう風に取り扱っているのかという点も考慮しながら、どんな形で入れることができるのかというところは検討していきたいというところで、承りたいと思います。

それから、工事用道路については、太陽光発電に関して、特に工事用道路の設置に関して調査予測する必要があるのかといった点、これもまた他の事業との並びもあると思いますので、他の事業でどうしているのかといったところも見ながら、工事用道路の設置について、どこまで調査、予測をしてもらう必要があるのかといったところ、検討させていただきたいと思っております。

以上、大きくこの 3 点について検討させていただいて、修正案が整理できましたら、またその内容についてご確認いただくということで、修正の中身によって、メールなり個別にお伺いした上で、ご確認いただける内容なのか、それともかなり抜本的に大きく技術指針を変えなくてはいけないという話であれば、再度部会なりを開かなければならないということになると思いますので、修正をさせていただく中で、その修正の程度に応じて、この後どういう風に進めるかというのは少し検討させていただきたいと考えております。

水谷部会長：ご意見いただいた 3 点についてどうするのかというところは検討させていただきたいと思いますので、皆様へのご確認の方法については、修正の中身に応じて、少しこちらの方で検討させていただきたいと思っておりますが、そんな進め方でよろしいですか。

（他の委員より賛同）

水谷部会長：ありがとうございます。